

令和2年5月7日

保護者の皆さま

長門小学校長 會川 大和

新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言延長に伴う 臨時休業期間延長について

新型コロナウイルス対策につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

内閣総理大臣による『緊急事態宣言』延長の表明を受け、足立区教育委員会より臨時休業期間延長に関する方針が示されました。

つきましては、本校は以下のような対応をとることとしました。

1 緊急事態宣言の延長に伴う対応について

緊急事態宣言の延長に伴い、5月11日(月)から5月31日(日)まで臨時休業期間を延長します。(国・都等の情勢により臨時休業期間の変更がある場合は、改めてご連絡させていただきます。)

なお、これまでの休業期間中に実施していた個別対応等が必要な際は、学校より連絡させていただきます場合があります。

2 学習教材の配布等について

別紙をご参照ください。

3 ご家庭における感染予防について

- (1) 手洗いや咳エチケットなど感染症対策へのご協力をお願いします。
- (2) 不要不急の外出を控えるとともに、外出する場合においても、「NO!! 3密」について、特段のご配慮をお願いします。
- (3) お子様やご家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合や、保健所から濃厚接触者と特定された場合には、速やかに学校にご連絡ください。

4 休業期間中の対応について

詳細については、学校からのお便りや学校ホームページ、学校メールを通してお知らせします。

問い合わせ先

長門小学校 副校長 増田 洋

3602-8887